

特定非営利活動法人 猪木正道賞基金 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人猪木正道賞基金という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区百人町一丁目23番11号永澤ビル3階に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、国の防衛と安全保障並びに国際平和に関する分野での優れた研究業績をあげた個人（またはグループ）に対し、猪木正道賞（正賞・奨励賞及び特別賞）を授与し、本分野における学術研究の振興ならびに広く研究者の育成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 前号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係わる事業として次の事業を行う。

- (1) 猪木正道賞（正賞・奨励賞及び特別賞）の授与
- (2) 猪木正道賞（正賞・奨励賞及び特別賞）授与式並び受賞記念発表会の財政的支援
- (3) 国の防衛と安全保障並びに国際平和に関する分野の研究大会及び公開シンポジウム等に対する財政的支援
- (4) 年報『平和と~~安~~安全保障』の編集及び刊行並びに記念出版図書等の編集及び発刊
- (5) その他目的を達するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、運営会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 運営会員 この法人の趣旨目的に賛同し、各種活動に可能な範囲で参加でき、総会においては議決権を有する個人の会員
- (2) 一般会員 この法人の趣旨目的に賛同し、各種活動に可能な範囲で参加でき、総会においては議決権を有さない個人の会員
- (3) 名誉会員 この法人の創設・発展に役員として特に貢献された会員
- (4) 賛助会員 この法人の趣旨目的に賛同し、当法人活動を主に資金的に支援する意思を持つ個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定めた会員規定に則って、入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議により、これを除名する

ことができる。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員をおく。

(1) 理事 5人以上12人以内

(2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち1人を理事長とし、1人以上2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親類が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長がかけたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べる
こと。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められたとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 理事及び監事は無報酬とする。

- 2 理事及び監事はその職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める役員等に係る支払いに関する規定による。

第4章 会 議

(種別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、運営会員をもって構成する。

(総会の機能)

第 21 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任及び解任
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 資産の管理の方法
- (9) 借入金（その方法は第 47 条に同じ。）
- (10) 解散における残余財産の帰属
- (11) 事務局の組織及び運営
- (12) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 22 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 運営会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第 14 条第 5 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第 23 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の目的、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 24 条 総会の議長は、その総会に出席した運営会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 25 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第 26 条 総会における議決事項は、第 23 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第 27 条 各運営会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない運営会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の運営会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の事項により表決した運営会員は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したものみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する運営会員は、その議事の議決に加わるできない。

(総会の議事録)

第 28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 運営会員総数及び出席者数(書面又は電磁的方法による表決又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 人が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第 29 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 30 条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 31 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 2 分の 1 から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第 32 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 33 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第 34 条 理事会における議決事項は、第 32 条第 3 項によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第 35 条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(理事会の議事録)

第 36 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

- (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第39条 この法人資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の決議を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用とすることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計画書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨時の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した運営会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解 散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 運営会員の欠乏

(4) 合併

(5) 破産手続き開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、運営会員総数の4分の3以上

の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において運営会員数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章 顧問及び事務局

(顧問)

第53条 この法人に、顧問若干名をおく。

2 顧問は、この法人の運営に関し、助言を行う。

(事務局の設置)

第54条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第55条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第56条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の決議を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑 則

(細 則)

第 57 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

付 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	五百旗頭	眞
副理事長	國 分	良 成
副理事長	秋 山	昌 廣
理 事	渡 邊	昭 夫
理 事	齋 藤	隆
理 事	前 川	清
理 事	火 箱	芳 文
理 事	官 下	寿 広
理 事	永 澤	勲 雄
監 事	加 藤	朗

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 27 年 6 月 30 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第 42 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	正会員	(個人・団体)	5,000 円
	賛助会員	(個人・団体)	3,000 円
年会費	正会員	(個人・団体)	12,000 円
	賛助会員	(個人・団体) 1 口	3,000 円 (1 口以上)

付 則

この定款の変更は、総会の議決の日 (平成 27 年 7 月 23 日) から施行する。

付 則

この定款の変更は、所轄庁の認証の日（平成 29 年 2 月 20 日）から施行する。

付 則

この定款の変更は、所轄庁の認証の日（平成 29 年 10 月 18 日）から施行する。

付 則

この定款の変更は、総会の議決の日（平成 30 年 10 月 8 日）から施行する。

付 則

この定款の変更は、総会の議決の日（令和 3 年 7 月 24 日）から施行する。

付 則

この定款の変更は、総会の議決の日（令和 4 年 6 月 18 日）から施行する。

付 則

この定款の変更は、総会の議決の日（令和 6 年 8 月 28 日）から施行する。

付 則

この定款の変更は、所轄庁の認証の日（令和 7 年 月 日）から施行する。

以 上

令和7年度

事業計画書

特定非営利活動法人猪木正道賞基金

1 事業実施の方針

① 猪木正道賞選考委員会が選考した受賞者に対し猪木正道賞（正賞・奨励賞及び特別賞）の授与。及び 猪木正道賞の発表・授賞式並びに受賞者記念発表会等の支援。② 国の防衛と安全保障並びに国際平和に関する研究会への財政的支援。③ 年報『平和と安全保障』の刊行及び猪木正道生誕 110 周年記念単行本『猪木正道とその時代』発刊と配布。これらの事業を通じ、当法人による活動の内容とその意義について研究者や一般市民に広く啓蒙する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【2,400】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
猪木正道賞(正賞・奨励賞及び特別賞)の授与	① 猪木正道賞選考委員会の活動に対する助成	令和7年10月下旬	国際文化会館	4名	選考委員・受賞者	10名	150
	② 受賞者への表彰状及び副賞の授与	令和7年12月上旬	都内の大学	4名	受賞者・市民	80余名	250
猪木正道賞(正賞・奨励賞及び特別賞)授与式並びに受賞記念発表会の財政的支援	第11回 猪木正道賞(正賞・奨励賞及び特別賞)発表・授賞式並びに受賞記念発表会の実施	令和7年12月上旬	都内の大学	8名	受賞者及び視聴者	80余名	100
国の防衛と安全保障並びに国際平和に関する分野の研究太会及び公開シンポジウム等に対する財政的支援	① (第9回) 猪木正道記念・安全保障研究会の実施	令和7年6月22日	国際文化会館	8名	市民並びに研究者等	80余名	140
	② (第10回) 猪木正道記念・安全保障研究会の実施	令和7年12月上旬	都内の大学	8名	市民並びに研究者等	80余名	160
年報『平和と安全保障』の編集及び刊行並びに記念出版図書等の編集及び発刊	① 年報第11号を編集・発刊	令和7年6月下旬	事務局他	8名	市民並びに研究者	400余名	600
	② 猪木正道生誕110周年記念単行本『猪木正道とその時代』の編集及び発刊	令和8年2月下旬	事務局他	8名	市民並びに研究者	400余名	1000

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)

令和8年度

事業計画書

特定非営利活動法人猪木正道賞基金

1 事業実施の方針

① 猪木正道賞選考委員会が選考した授賞者に対し猪木正道賞（正賞・奨励賞及び特別賞）の授与。及び猪木正道賞の発表・授賞式並びに受賞者記念発表会等の支援。② 国の防衛と安全保障並びに平和に関する研究会への財政的支援。③ 年報『平和と安全保障』の編集及び刊行並びに記念刊行図書を広く配布することにより、当法人による活動内容とその意義について研究者や一般市民に広く啓蒙する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【1,490】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
猪木正道賞（正賞・奨励賞及び特別賞）の授与	① 猪木正道賞選考委員会の活動に対する助成	令和8年10月下旬	国際文化会館	4名	選考委員・受賞者	10名	150
	① 受賞者への表彰状及び副賞の授与	令和8年11月下旬を予定	都内の大学	4名	受賞者・市民	80余名	250
猪木正道賞（正賞・奨励賞及び特別賞）授与式並びに受賞記念発表会の財政的支援	第12回猪木正道賞（正賞・奨励賞及び特別賞）発表・授賞式並びに受賞記念発表会の実施	令和8年11月下旬を予定	都内の大学	8名	受賞者及び視聴者	80余名	100
国の防衛と安全保障並びに国際平和に関する分野の研究太及び公開シンポジウム等に対する財政的支援	①（第11回）猪木正道記念・安全保障研究会の実施	令和8年5月下旬	国際文化会館	8名	市民並びに研究者	80余名	140
	②（第12回）猪木正道記念・安全保障研究会の実施	令和8年11月下旬を予定	都内の大学	8名	市民並びに研究者	80余名	160
年報『平和と安全保障』の編集及び刊行並びに記念出版図書等の編集及び発刊	① 年報第12号を編集・発刊	令和8年4月下旬	事務局他	8名	市民並びに研究者	400余名	600
	② 記念出版図書等の大学図書館及び関係機関等への配布及び広報	令和8年5月～12月	事務局他	8名	市民並びに研究者	400余名	90

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)

令和7年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人日本防衛学会猪木正道賞基金

（単位：円）

目		金額	小計・合計
(A) 経常収益			
1 受取会費			310,000
正会員受取会費			130,000
一般会員受取会費			180,000
2 受取寄附金			1,800,000
受取寄附金			1,800,000
施設等受入評価益			
3 受取助成金等			0
受取補助金			
4 事業収益			1,250,000
書籍販売事業収益			1,250,000
事業収益			
5 その他の収益			12
受取利息			12
経常収益計			3,360,012
(B) 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			170,000
賞選考委員委託費（選考書籍費を含む）			150,000
研究会支援要員（パート）			20,000
退職給付費用			
福利厚生費			
(2) その他経費			2,230,000
研究会・会議費（施設使用料、講師謝礼等）			260,000
賞金（正賞、特別賞）			200,000
施設等評価費用			
減価償却費			
印刷製本費（年報、速記料他）			1,700,000
賞受賞式費用（賞状代他）			70,000
事業費計			2,400,000
2 管理費			
(1) 人件費			130,000
役員報酬			
業務等委託費（IT、庶務）			130,000
退職給付費用			
福利厚生費			
(2) その他経費			340,000
消耗品費			30,000
水道光熱費			
通信運搬費			150,000
施設費（貸倉庫使用料）			
旅費交通費			43,000
ホームページ管理費			10,000
慶弔費			
所轄庁等申請手数料（印紙代含む）			100,000
銀行手数料			7,000
管理費計			470,000
経常費用計			2,870,000
当期経常増減額 (A) - (B) ...①			490,012
(C) 経常外収益			
固定資産売却益			
過年度損益修正益			
経常外収益計			0
(D) 経常外費用			
固定資産売却損			
災害損失			
過年度損益修正損			
経常外費用計			0
当期経常外増減額 (C) - (D) ...②			0
税引前当期正味財産増減額 ①+② ...③			490,012
法人税、住民税及び事業税 ...④			
前期繰越正味財産額 ...⑤			235,780
次期繰越正味財産額 ③-④+⑤			725,792

令和8年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人日本防衛学会猪木正道賞基金

（単位：円）

科 目		金額	小計・合計
(A) 経常収益			
1 受取会費			380,000
正会員受取会費			130,000
一般会員受取会費			250,000
2 受取寄附金			1,800,000
受取寄附金			1,800,000
施設等受入評価益			
3 受取助成金等			0
受取補助金			
4 事業収益			280,000
書籍販売事業収益			280,000
事業収益			
5 その他の収益			12
受取利息			12
経常収益計			2,480,012
(B) 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			170,000
賞選考委員委託費（選考書籍費を含む）			150,000
研究会支援要員（パート）			20,000
退職給付費用			
福利厚生費			
(2) その他経費			1,320,000
研究会・会費（施設使用料、講師謝礼等）			300,000
賞金（正賞、特別賞）			300,000
施設等評価費用			
減価償却費			
印刷製本費（年報、速記料他）			630,000
賞受賞式費用（賞状代他）			90,000
事業費計			1,490,000
2 管理費			
(1) 人件費			130,000
役員報酬			
業務等委託費（IT、庶務）			130,000
退職給付費用			
福利厚生費			
(2) その他経費			340,000
消耗品費			30,000
水道光熱費			
通信運搬費			180,000
施設費（貸倉庫使用料）			
旅費交通費			43,000
ホームページ管理費			10,000
慶弔費			
所轄庁等申請手数料（印紙代含む）			100,000
銀行手数料			7,000
管理費計			470,000
経常費用計			1,960,000
当期経常増減額		(A) - (B) ... ①	500,012
(C) 経常外収益			
固定資産売却益			
過年度損益修正益			
経常外収益計			0
(D) 経常外費用			
固定資産売却損			
災害損失			
過年度損益修正損			
経常外費用計			0
当期経常外増減額		(C) - (D) ... ②	0
税引前当期正味財産増減額		① + ② ... ③	500,012
法人税、住民税及び事業税		... ④	
前期繰越正味財産額		... ⑤	235,780
当期繰越正味財産額		③ - ④ + ⑤	735,792